

さくらやまなみバス車内広告の掲載に関する基準

(平成 23 年 4 月 21 日)

(令和 3 年 7 月 2 日)

1. 趣旨

この基準はさくらやまなみバス車内広告の掲載に関する基準を定めるものであり、広告媒体への掲載の可否は、当該基準及び阪急バス広告掲出基準に基づき判断を行うものとする。

2. 掲載申込

掲載を希望する者は所定の様式にて申し込みを行うものとする。

3. 掲載の決定

掲載の決定は、さくらやまなみバス利用促進協議会にて行うものとする。

4. 広告掲載の位置

広告の掲載位置の決定は、阪急バスと掲載依頼者間にて協議を行うものとする。

5. 広告規格

種類	サイズ	備考
中吊りポスター	高さ 364mm 幅 515mm	上下各 15mm を設置枠として考慮すること

6. 掲載料金等

(単位：円) 税別

種類	車両数	1 週間	1 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月	1 年
中吊りポスター	8	4,800	12,000	25,600	41,600	64,000

※1 掲載車両は、さくらやまなみバス全車両単位 (8 台) とする。

※2 掲載物の納入枚数は 9 枚とする。

※3 掲載料金には、掲載物の製作・施工費用を含まない。

※4 長期継続掲載の場合、掲載物の状態に応じて意匠変更を行うこと (着脱費用は不要)。

※5 阪急バスが指定した日以外の意匠変更は、別途着脱費用 (2,000 円・税別) を必要とする。

7. その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項については、さくらやまなみバス利用促進協議会にて決議を行う。

付 則

この基準は、平成 23 年 4 月 21 日より施行する。

付 則

この基準は、平成 24 年 5 月 14 日より施行する。

付 則

この基準は、平成 25 年 2 月 21 日より施行する。

付 則

この基準は、令和 3 年 7 月 2 日より実施する。